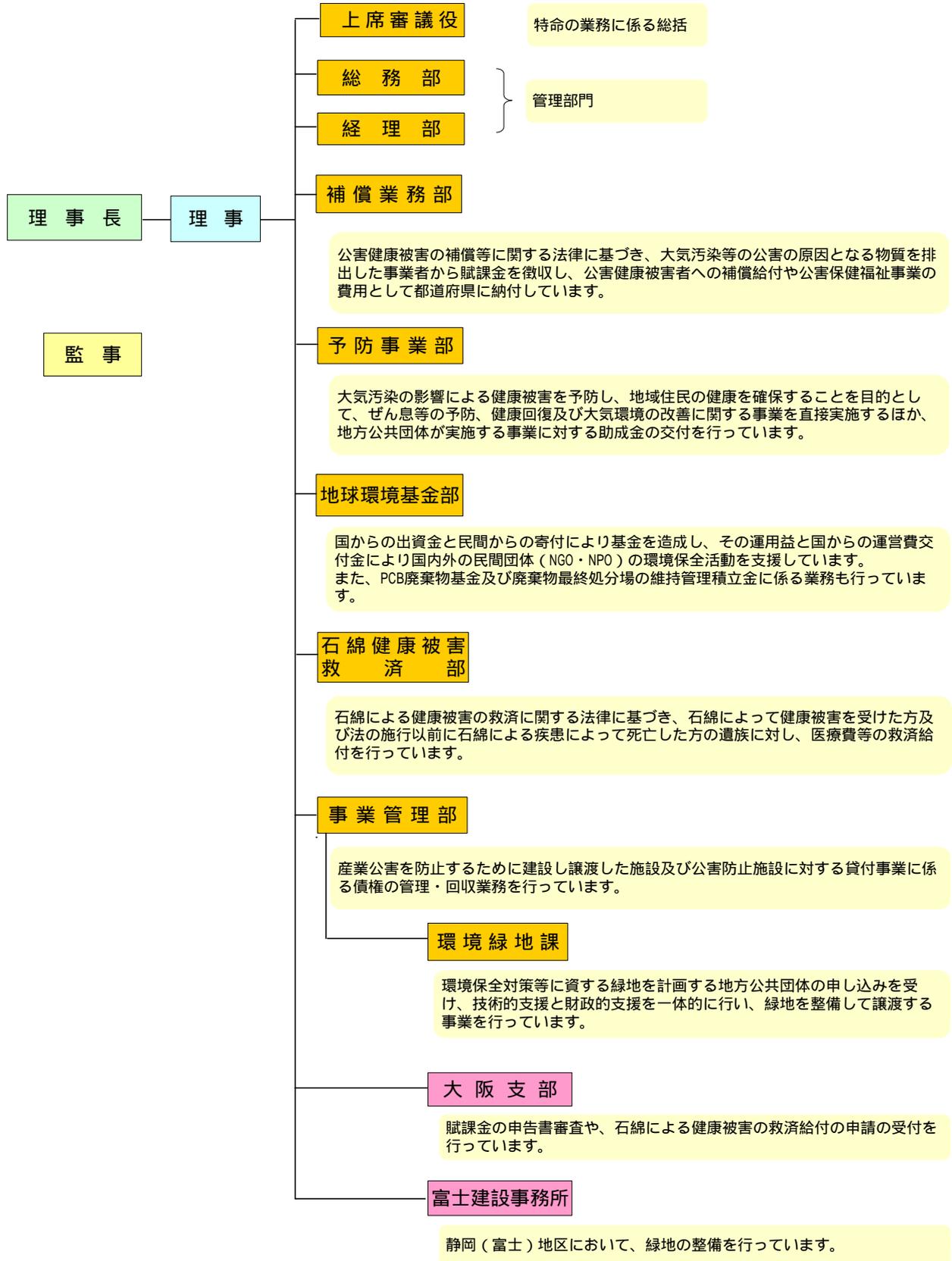




# 組織体制・業務概要



## 環境再生保全機構の組織と業務概要



(平成18年4月1日現在)

機構には、独立行政法人通則法第 29 条に基づく「独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標として主務大臣が定め、独立行政法人に対して指示するもの」である「中期目標」と、同法第 30 条に基づく「独立行政法人が作成する当該目標を達成するための計画」である「中期計画」があり、平成 16 年 4 月～平成 21 年 3 月の 5 年間については、以下の中期目標・中期計画に基づいて、業務を遂行しています。

## 独立行政法人 環境再生保全機構 中期目標・中期計画の概要 (平成16年4月～平成21年3月の5年間)

公害健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境保全活動への支援、PCB廃棄物処理の円滑な実施支援、維持管理積立金の管理業務、石綿による健康被害の救済等を行うことにより、良好な環境の創出をはじめ、人類の福祉に貢献。

### 中期目標・中期計画のポイント

#### < 業務運営の効率化 >

##### 1. 経費削減(平成15年度比)

一般管理費 15%を上回る削減  
(統合発足初年度である平成16年度比で10%)  
石綿健康被害救済関係経費  
平成18年度比で6%の削減  
事業費 5%を上回る削減  
石綿健康被害救済関係経費  
平成18年度比で2%の削減

##### 2. 人員管理

業務の改善・見直しの推進等、業務運営の効率化を図ることにより常勤職員数を2割以上削減  
(131人 102人 29人)  
但し、期末の常勤職員数は石綿健康被害救済業務の追加に伴い、146人

#### < 財務内容の改善 >

##### 3. 不良債権の回収

正常債権以外の債権から200億円を上回る回収

#### < 国民に対するサービスの向上 >

##### 補償・予防業務

1. 汚染負荷量賦課金の適正・公正な徴収(収納率等は平成15年度水準を維持)
2. 都道府県等に対する納付金の納付(事務処理日数を5年間で25%削減)
3. 政策目標に即した予防事業の重点化
  - ・ぜん息等の発症予防、健康回復に直接つながる事業
  - ・局地的な大気汚染の改善を通じて住民の健康回復につながる高い効果が見込める事業

##### 地球環境基金、PCB基金、維持管理積立金の管理業務

1. 民間環境保全活動助成業務及び振興業務の推進(助成の固定化の回避、重点化)
2. PCB基金助成業務(助成金交付の透明性・公平性の確保)
3. 維持管理積立金業務(積立者に対する運用状況の提供)

##### 石綿健康被害救済業務

1. 救済制度、申請手続き、制度の運営状況を国民に周知
2. 認定申請の迅速な処理、救済給付の支給の請求の迅速かつ適正な処理
3. 納付義務者から拠出金を徴収(平成19年度から)